

## 仕様書

### 1 件名

原市民サービスコーナー外 251 施設で使用する電力調達（本件は、以下の2つの電力調達で構成する。）

- (1) 原市民サービスコーナー外 228 施設で使用する電力調達
- (2) 御旅ポンプ場外 22 施設で使用する電力調達

### 2 概要

- (1) 受電場所 別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり
- (2) 用途 施設内使用電力
- (3) 契約種別 別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり

### 3 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約（契約書は、「1 件名(1)、(2)」それぞれで作成する。）
- (2) 予定使用総電力量 3,069,651kWh/年（内訳は以下のとおり）
  - ア 原市民サービスコーナー外 228 施設で使用する電力調達（3,025,097kWh/年）
  - イ 御旅ポンプ場外 22 施設で使用する電力調達（44,554kWh/年）

- (3) 供給期間

令和5年10月の検針日から令和6年10月の検針日前日まで

- (4) 契約電力（契約容量）

別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり

- (5) 予定年間使用電力量

別紙 1-1 及び別紙 1-2 施設一覧表のとおり

- (6) 電力構成

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、吹田市に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

\*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (7) 電力の検針日及び計量

検針日は原則毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は発注者と受注者の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

また、計量期間は前月の計量から当月の計量までとする。

- (8) 電気料金の算定

料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

契約単価は、施設グループごとに同一単価とすること。また、施設グループ間で同じ契約種別であるものは、同一単価とすること。

なお、基本料金及び電力量料金の算定方法は次のとおり。

ア 基本料金

(ア) グループ(イ)

1 契約あたりの最低料金

(イ) グループ(ロ)

基本料金＝契約容量×基本料金単価

(ウ) グループ(ハ)

基本料金＝契約電力×基本料金単価×((185－力率)/100)

イ 電力量料金

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

(9) 力率

入札価格算定時及び電気料金算定時における力率は90%とする。

(10) 燃料費調整等

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給条件（低圧）に準ずるものとする。なお、当該地域を管轄する一般電気事業者が電気料金の改定により、電気供給条件（低圧）を変更した場合は、燃料費調整単価の算定に用いる基準燃料価格及び基準単価に、どの時点の値を適用するかについて、発注者と受注者の協議のうえ、決定する。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(11) 支払方法

受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、発注者は請求書を受領した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。なお、各施設の請求を施設所管部局毎に集約することや、請求明細の電子データを提供すること等について協議を行い、発注者の円滑な支払いが可能となるようにすること。

4 契約電力の変更等

供給期間中に対象施設の廃止等があった場合は、契約電力の変更等に応じること。

5 再生可能エネルギー電気の確認資料

(1) 再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすことを確認できる資料として、契約締結後遅滞なく、特定電源割当計画書（様式1-1）及び特定電源割当計画書（内訳）（様式1-2）を契約担当課に提出して、承認を得ること。なお、次の(2)で提出する様式を任意のものとする場合、計画書提出時に提示すること。

(2) 供給元電源情報及び非化石価値等の環境価値の移転量を確認するため、契約における電力供給が

終了後翌月 10 日までに、特定電源割当証明書（様式 2-1）及び特定電源割当証明書（内訳）（様式 2-2）を契約担当課に提出すること。なお、提出された書類に記載されている情報が、「3 供給仕様(6) 電力構成」を満たしていない場合、受注者は「3 供給仕様(6) 電力構成」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。

## 6 その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。
- (2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、発注者から有効電力量等必要なデータ（30 分ごとの電力使用量データ等）提供の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 通信設備等
  - ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし、設置工事については、受注者の負担とする。
  - イ 通信設備等の取付場所は、発注者と受注者の協議の上、場所を選定し発注者が提供する。
  - ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。
- (4) 受注者は、発注者から緊急連絡先を含めた連絡体制表を送付するように求められた場合は、これに応じること。
- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに基づるものとし、発注者と受注者の協議により定める。